

秋田地方最低賃金審議会
令和3年度第2回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年10月5日(火) 14:55～16:25

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。委員の質問に対して補足説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。その後個別協議(公労会議、公使会議)を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。

<労働者側委員主張>

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい企業があることは承知しているが、ワクチン接種により経済は徐々に回復しており、昨年までと大きく環境が異なっている。生産年齢人口が減少していく中で非鉄産業の発展のためには優秀な人材確保が欠かせない。また、非鉄産業は専門性が高い業種であり、県最賃に対する優位性の保持や専門性に見合う水準として、他産業と比較しても必然的に高くなければならない。秋田県最低賃金は30円引上げられたが、産別賃金は地域別最低賃金より高い水準で引き上げていかなければいずれ埋没してしまい、基幹産業としての魅力を失う。

<使用者側委員主張>

日本経済を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響からようやく抜け出した感があるが、いまだ回復途上の状態である。自動車業界は半導体不足や部品供給不足を受け減産を発表し不透明感を増している。また、重油価格の高騰、その他原材料価格の上昇に加え、カーボンニュートラルに向けての大幅なコスト増が余儀なくされることは必至である。今年度の秋田県の最低賃金が中央最低賃金審議会の答申に2円上乘せしたことは地域間格差を考えると致し方ないが、このような経済状況下と将来の見通しにも関わらず、時の政権による恣意的な引上げは困惑せざるを得ない。

- (3) 事務局から次回第3回専門部会を10月12日(火)15時から開催する旨説明があった。